

## 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会運営費補助金交付要綱

### ( 通則 )

第 1 条 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### ( 目的 )

第 2 条 この補助金は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に係る経費を予算の範囲内で補助することにより、その円滑な運営を図ることを目的とする。

### ( 補助対象 )

第 3 条 この補助金は、県社協が行う別表第 1 欄に定める事業を交付の対象とする。

### ( 補助金の額 )

第 4 条 この補助金は、別表第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

### ( 補助金の交付申請 )

第 5 条 県社協は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

### ( 補助金の交付決定 )

第 6 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

### ( 補助事業の内容及び経費の配分の変更 )

第 7 条 県社協は、交付決定後に補助事業に変更が生じた場合は、変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる程度の軽微な変更は除く。

- (1) 各事業区分内の各費目相互間におけるいずれか低い額の 2 0 % 以内の経費の配分の変更
- (2) 補助事業の遂行過程で生じた事情変更等による事業内容の変更で、その内

容が軽微であり、再度承認を得る必要がないと客観的に認められるものであって補助金の額の増額を伴わないもの

(概算払)

第8条 補助金は精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 県社協は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 県社協は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助金精算書

(2) 事業実績報告書

(3) 収支決算書

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、事業完了の日から1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、県社協に通知する。

(補助金の経理等)

第11条 補助金の交付を受けた県社協は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。